

事務連絡  
令和5年9月19日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う往診に係る  
診療報酬上の臨時的な取扱いの廃止について（再周知）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
健康保険組合 御中  
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房教養厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 19 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う往診に係る  
診療報酬上の臨時的な取扱いの廃止について（再周知）

自宅・宿泊療養を行っている者への往診の診療報酬上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 42）」（令和 3 年 4 月 21 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。）の問 1 において、一定の場合に保険医療機関の医師が患者等に電話した場合でも往診料が算定できる臨時的な取扱い（以下「旧取扱い」という。）が示されていたところです。

また、旧取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 4 月 6 日医療課事務連絡）において廃止されており、令和 5 年 5 月 8 日以降は、都道府県等に委託された事業者から情報提供を受けた医師が患者等に電話等を行った場合、往診料は算定できない新型コロナウイルス感染症流行前の取扱いに戻っております。

令和 5 年 8 月 2 日の中央社会保険医療協議会においても、令和 3 年度以降、15 歳未満の患者の往診料の算定回数が大きく増加しており、旧取扱いの影響がどうなっているのか検証すべきと指摘があったところ、旧取扱いの廃止について、改めて貴管下の保険医療機関へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考)

○診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (抄)

別添1 医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第2部 在宅医療

第1節 在宅患者診療・指導料

C000 往診料

(1) 往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家へ赴き診療を行った場合に算定できるものであり、定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には算定できない。

○新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その42) (抄)

問1 都道府県等が、自宅・宿泊療養を行っている者に対する症状増悪時の健康相談対応を事業者へ委託する場合において、

- ① 最初に、患者又は家族等患者の看護に当たる者（以下、「患者等」という。）が事業者に対して電話等により、症状増悪に伴う健康相談をし、
- ② 当該健康相談を受けた事業者が、医師に対して当該患者に関する情報提供を行い、
- ③ 当該医師が患者等に電話等を行い、患者等から直接往診を求められ、患者への往診の必要性を認め、可及的速やかに患家へ赴き診療を行った場合、往診料は算定できるか。

(答) 算定可。

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて (抄)

(略)

なお、令和5年5月8日以降の診療報酬上の取扱いについては、本事務連絡及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)によることとし、これまで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」については同日をもって廃止する。